猪名川町重度心身障害児者等タクシー乗車券助成制度について

目的	社会生活を営むうえで外出に支援のいる在宅の重度心身障害児者の外出を支援するため日常生活に必要な交通費としてタクシー乗車券を交付します。
対象者	当該年度の属する４月１日時点で１年以上猪名川町内に住所を有しグループホームを除く施設に入所していない児者。次の各号のいずれかに該当する児者とする。 ⑴ 身体障害者手帳の肢体不自由の１級または２級 ⑵ 身体障害者手帳の交付を受けている者で、じん臓機能障害に該当し、かつ人工透析治療を受けている方 ⑶ 療育手帳Ａ判定 ⑷ 精神障害者保健福祉手帳　１級
タクシー乗車券	額面１，０００円のタクシー乗車券を年間１２枚分交付する（申請不要）。ただし、人工透析の治療を受けている方は、年間４８枚とする。（要申請） おつりは出ません。有効期限があります。
利用方法	タクシー券の利用できるタクシー事業者を利用願います。障がい者手帳所持者の方が乗車している場合に利用できます。障がい者手帳の提示をお願いします。

事業者一覧　　※こちらのタクシー会社以外はご利用いただけません。

★ 利用できるタクシー会社	★ 介護タクシー会社
朝日交通㈱　電話：06-6488-8183	ウエダ　電話：072-793-4223/090-9217-4624
日の丸ハイヤー㈱電話：06-6853-6221	しみず　　電話：050-7581-2120
有）永和　　電話：072-794-0844	アシタバ　電話：090-8577-3265

問い合わせ先　猪名川町生活部福祉課障害福祉担当　電話 072-766-8701